

平成32年1月1日廃棄

免 第 5 9 9 号

平成31年2月26日

関係各所属長殿

運転免許課長
交通指導課長

小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許証等について（通知）

道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第2項により、小型特殊免許及び原付免許を除き、第一種免許を有する者は、小型特殊自動車（以下「小特」という。）及び原動機付自転車（以下「原付」という。）を運転することができると規定されています。

一方、同法第107条の2では、有効な国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者は、本邦に上陸をした日から起算して最長で1年間、当該国際運転免許証等で運転することができることとされている自動車等を運転することができるとされているところ、国際運転免許証の「この運転免許証で運転することができる車両」の欄に小特及び原付に関する記載がないこと等から、どのような国際運転免許証等を所持する場合に小特又は原付を運転することができるか必ずしも明確ではありませんでした。

今般、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験については、国際運転免許証等で運転することができる場合を明確化し、都道府県警察を通じて同実験の実施主体に2018年度中に周知する」旨が示されたことを受け、小特又は原付を運転することができる国際運転免許証等について、下記のとおり明確化されました。

交通取締り等において、取扱いに誤りのないよう職員に対する周知、教養をお願いします。

記

1 小特又は原付を運転することができる国際運転免許証等

(1) 国際運転免許証を所持する者

当該国際運転免許証の「この運転免許証で運転することができる車両」A欄からE欄までのいずれかの箇所にシール又はスタンプが施されていれば、小特又は原付を運転することができる。

(2) 外国運転免許証を所持する者

当該外国運転免許証によって運転することができる自動車等が、小特と同等以上であれば小特を運転することができ、原付と同等以上であれば原付を運転することができる。

なお、原付免許に相当する免許に係る外国運転免許証を所持する場合には、原付のみを運転することができ、小特の運転はできない。

2 留意事項

これまで、国際運転免許証の「この運転免許証で運転することができる車両」のA欄にシール又はスタンプが施されていない場合には、原付を運転することができないものとして運用してきましたが、本年2月21日以降、A欄にシール

又はスタンプが施されていなくても、B欄からE欄のいずれかに施されていれば、小特又は原付の運転が可能となります。

業務マニュアル(交指-8 「交通切符等の記載例」)の219頁に掲載されている「国際運転免許証の免許の区分と対応する自動車等」の「わが国における自動車等の区分で対応するもの」欄を補正しますので、別紙補正用紙を印刷の上、関係職員に配付し周知をお願いします。

以 上

〔 運 転 免 許 課 [REDACTED] 〕
この係
〔 交 通 指 導 課 [REDACTED] 〕

交31-96

別紙

国際運転免許証の免許の区分と対応する自動車等

条約上の区分	わが国における自動車等の区分で対応するもの
A	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車、原動機付自転車
B	普通乗用車（ただし、乗車定員が9人以下の普通乗用自動車又は許容最大重量（車両重量+最大積載両が3.5トン以下）の普通貨物自動車に限る。）
C	大型貨物自動車、B以外の普通貨物自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
D	大型乗用自動車、B以外の普通乗用自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
E	重被けん引車をけん引するけん引自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

(注) 旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転すること及びけん引自動車によって旅客用車両をけん引して当該けん引自動車を運転することはできない(法107条の2)。

- 外国の行政庁が発行した外国運転免許証（当該外国で有効な運転免許証）で、本邦において適法に運転できるものは

- ① エストニア共和国 ⑤ ベルギー共和国
- ② スイス連邦 ⑥ モナコ王国
- ③ ドイツ連邦共和国 ⑦ 台湾
- ④ フランス共和国

の7つの国と地域が発行した外国運転免許証である（平成30年10月現在）。ただし、日本語による翻訳文で政令で定める者（領事機関、JAF等）が作成したものが添付されている場合で、かつ、本邦に上陸してから1年以内に限る。

- 219 -

国際運転免許証の免許の区分と対応する自動車等

条約上の区分	わが国における自動車等の区分で対応するもの
A	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車、原動機付自転車
B	普通乗用車（ただし、乗車定員が9人以下の普通乗用自動車又は許容最大重量（車両重量+最大積載両が3.5トン以下）の普通貨物自動車に限る。）
C	大型貨物自動車、B以外の普通貨物自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
D	大型乗用自動車、B以外の普通乗用自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
E	重被けん引車をけん引するけん引自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

(注) 旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転すること及びけん引自動車によって旅客用車両をけん引して当該けん引自動車を運転することはできない(法107条の2)。

- 外国の行政庁が発行した外国運転免許証（当該外国で有効な運転免許証）で、本邦において適法に運転できるものは

- ① エストニア共和国 ⑤ ベルギー共和国
- ② スイス連邦 ⑥ モナコ王国
- ③ ドイツ連邦共和国 ⑦ 台湾
- ④ フランス共和国

の7つの国と地域が発行した外国運転免許証である（平成30年10月現在）。ただし、日本語による翻訳文で政令で定める者（領事機関、JAF等）が作成したものが添付されている場合で、かつ、本邦に上陸してから1年以内に限る。

- 219 -

国際運転免許証の免許の区分と対応する自動車等

条約上の区分	わが国における自動車等の区分で対応するもの
A	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車、原動機付自転車
B	普通乗用車（ただし、乗車定員が9人以下の普通乗用自動車又は許容最大重量（車両重量+最大積載両が3.5トン以下）の普通貨物自動車に限る。）
C	大型貨物自動車、B以外の普通貨物自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
D	大型乗用自動車、B以外の普通乗用自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
E	重被けん引車をけん引するけん引自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

(注) 旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転すること及びけん引自動車によって旅客用車両をけん引して当該けん引自動車を運転することはできない(法107条の2)。

- 外国の行政庁が発行した外国運転免許証（当該外国で有効な運転免許証）で、本邦において適法に運転できるものは

- ① エストニア共和国 ⑤ ベルギー共和国
- ② スイス連邦 ⑥ モナコ王国
- ③ ドイツ連邦共和国 ⑦ 台湾
- ④ フランス共和国

の7つの国と地域が発行した外国運転免許証である（平成30年10月現在）。ただし、日本語による翻訳文で政令で定める者（領事機関、JAF等）が作成したものが添付されている場合で、かつ、本邦に上陸してから1年以内に限る。

- 219 -

国際運転免許証の免許の区分と対応する自動車等

条約上の区分	わが国における自動車等の区分で対応するもの
A	大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車、原動機付自転車
B	普通乗用車（ただし、乗車定員が9人以下の普通乗用自動車又は許容最大重量（車両重量+最大積載両が3.5トン以下）の普通貨物自動車に限る。）
C	大型貨物自動車、B以外の普通貨物自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
D	大型乗用自動車、B以外の普通乗用自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車
E	重被けん引車をけん引するけん引自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

(注) 旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転すること及びけん引自動車によって旅客用車両をけん引して当該けん引自動車を運転することはできない(法107条の2)。

- 外国の行政庁が発行した外国運転免許証（当該外国で有効な運転免許証）で、本邦において適法に運転できるものは

- ① エストニア共和国 ⑤ ベルギー共和国
- ② スイス連邦 ⑥ モナコ王国
- ③ ドイツ連邦共和国 ⑦ 台湾
- ④ フランス共和国

の7つの国と地域が発行した外国運転免許証である（平成30年10月現在）。ただし、日本語による翻訳文で政令で定める者（領事機関、JAF等）が作成したものが添付されている場合で、かつ、本邦に上陸してから1年以内に限る。

- 219 -